

和歌山大学寄附講義規程

制 定 平成25年 6月28日  
法人和歌山大学規程 第1435号  
最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第111条の規定に基づき、和歌山大学（以下「本学」という。）が開設する寄附講義に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 寄附講義は、民間等の助成を活用し、本学の教育の充実及び発展を図る事を目的として開設する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寄附講義 本学の学部、学環及び研究科等で開設する授業科目のうち、民間等からの寄附金又は講義担当者の派遣を受け、開設するものをいう。

(2) 部局 国立大学法人和歌山大学組織規則第15条に定める学部等及び第16条に定める附属機関をいう。

(3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(開設の手続)

第4条 寄附講義を申請する者（以下「寄附講義申請者」という。）は、寄附講義申請書（別紙様式）を寄附講義の開設を希望する部局の部局長に提出するものとする。

2 部局長は、前項の申請があった場合は、教授会等の議を経て、当該寄附講義の受入れを決定するものとする。

(寄附講義の名称)

第5条 寄附講義の名称は、寄附講義申請者と協議の上、本学が定めるものとする。

2 寄附講義の名称について寄附講義申請者から申し出のあった場合は、本学における教育活動に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、当該寄附講義申請者が明らかとなる名称等を付すことができるものとする。

(講義の実施)

第6条 寄附講義は、開設する部局の学部等規則、研究科規則等の規定に基づき実施するものとする。

2 寄附講義の授業内容及び授業実施方法については、本学教員のうち寄附講義の内容と関連のある教授又は准教授が寄附講義申請者と協議の上定める。

(経費)

第7条 寄附講義に関わる諸経費に対する寄附金の受入れ及び経理は、国立大学法人和歌山大学寄附金取扱規程によるものとする。

## 寄附講義規程

(事務)

第8条 寄附講義の実施に関する事務は、開設する部局の事務（学部等においては、学部等支援室）において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、寄附講義の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1473号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1804号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2153号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2639号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙様式（第4条関係）

## 寄附講義申請書

年 月 日

長 殿

印

下記のとおり貴部局で寄附講義を開設したいので、申請いたします。

## 記

開講民間等外部の機 関名称及びその長	
講 義 名 称	
単 位 数	
開 講 年 度 ・ 学 期	
開 講 曜 日 ・ 時 限	
担 当 講 師 氏 名 (勤務先・職名)	
講 義 概 要	
講 義 内 容	
そ の 他	

※協定書、覚書等をもってこの申請書にかえることができる。